

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 8 5」を「1 0 0 分の 9 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 1 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 0」を「1 0 0 分の 4 5」に、「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 5」に改める。

第 2 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 9 0」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 4 2 . 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の

52.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号））

改正後	現行	備考
<p>(勤勉手当) 第19条 略 2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に<u>100分の95</u>（行(一)4級等職員にあつては<u>100分の115</u>、行(一)5級等職員にあつては<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に<u>100分の45</u>（行(一)4級等職員および行(一)5級等職員にあつては<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第19条 略 2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に<u>100分の85</u>（行(一)4級等職員にあつては<u>100分の105</u>、行(一)5級等職員にあつては<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に<u>100分の40</u>（行(一)4級等職員および行(一)5級等職員にあつては<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p>	

○第2条による改正（青梅市一般職の職員の給与に関する条例）

改正後	現行	備考
<p>(勤勉手当) 第19条 略</p>	<p>(勤勉手当) 第19条 略</p>	

2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分の90（行（一）4級等職員にあつては100分の110、行（一）5級等職員にあつては100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分の42.5（行（一）4級等職員および行（一）5級等職員にあつては100分の52.5）を乗じて得た額の総額

2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分の95（行（一）4級等職員にあつては100分の115、行（一）5級等職員にあつては100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分の45（行（一）4級等職員および行（一）5級等職員にあつては100分の55）を乗じて得た額の総額

付 則
（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

勤勉手当の支給割合を次のように改め、年間で0.10月（再任用職員については、0.05月）の引上げを行う。（第19条関係）

※割合は、月数に換算したもので、括弧内は、再任用職員の支給割合

(1) 平成28年12月期の勤勉手当の支給割合

	改正後			現 行		
	6月	12月	計	6月	12月	計
部長職	1.15 (0.50)	<u>1.25</u> (0.55)	<u>2.40</u> (1.05)	1.15 (0.50)	<u>1.15</u> (0.50)	<u>2.30</u> (1.00)
課長職	1.05 (0.50)	<u>1.15</u> (0.55)	<u>2.20</u> (1.05)	1.05 (0.50)	<u>1.05</u> (0.50)	<u>2.10</u> (1.00)
係長職 以下	0.85 (0.40)	<u>0.95</u> (0.45)	<u>1.80</u> (0.85)	0.85 (0.40)	<u>0.85</u> (0.40)	<u>1.70</u> (0.80)

(2) 平成29年6月期以後の勤勉手当の支給割合

	改正後			現 行		
	6月	12月	計	6月	12月	計
部長職	<u>1.20</u> (0.525)	<u>1.20</u> (0.525)	<u>2.40</u> (1.05)	<u>1.15</u> (0.50)	<u>1.15</u> (0.50)	<u>2.30</u> (1.00)
課長職	<u>1.10</u> (0.525)	<u>1.10</u> (0.525)	<u>2.20</u> (1.05)	<u>1.05</u> (0.50)	<u>1.05</u> (0.50)	<u>2.10</u> (1.00)
係長職 以下	<u>0.90</u> (0.425)	<u>0.90</u> (0.425)	<u>1.80</u> (0.85)	<u>0.85</u> (0.40)	<u>0.85</u> (0.40)	<u>1.70</u> (0.80)

3 施行期日等

(1) 2(1)の改正 公布の日から施行し、平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当から適用する。

(2) 2(2)の改正 平成29年4月1日